

## 第2編 平素からの備えや予防に関する計画

### 第1章 町における組織・体制の整備等

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 町の各課局における平素の業務

町の各課局は、武力攻撃事態等における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

#### 【町の各課局班における平素の業務】

課名	平素の業務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・ 関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・ 町国民保護対策本部に関する事</li> <li>・ 避難施設の指定等の協力に関する事</li> <li>・ 物資及び資材の備蓄等に関する事</li> <li>・ 国民保護措置についての訓練に関する事</li> <li>・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事</li> <li>・ 国民保護に関する普及及び啓発に関する事</li> <li>・ 避難所施設の運営体制に関する事</li> <li>・ 24時間即応体制の確保に関する事</li> <li>・ 通信施設の管理に関する事</li> </ul>
税務町民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理に関する事</li> <li>・ 遺体の埋葬に関する事</li> <li>・ 町民の安否情報の収集体制の整備に関する事</li> <li>・ 災害時の減免等に関する事</li> </ul>
福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・ 災害時要援護者の安否情報の収集体制の整備に関する事</li> <li>・ ボランティアに関する事</li> </ul>
地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産施設の管理に関する事</li> <li>・ 食糧の流通に関する事</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、河川、ダム等の管理に関する事</li> <li>・ 上下水道施設の管理、体制整備に関する事</li> <li>・ 飲料水の確保に関する事</li> </ul>

教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の安全教育に関すること</li> <li>・町立学校、教育施設の管理に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> </ul>
津南病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立病院の管理に関すること</li> <li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> </ul>

## 2 町職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

体制	参集基準
担当課体制	国民保護担当課職員が参集
緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
	町の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合

第2編 平素からの備えや予防

	町の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員（町の班長以上の職員とし、以下同様とする。）及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 代替職員、交代要員等

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

併せて、町は、防災に関する体制を活用しつつ、町対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食糧、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保 等

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名 称		代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長（町長）		助役	教育長	総務課長
副本部長	助役	総務課長	あらかじめ第2順位として指名された課長	あらかじめ第3順位として指名された課長
	教育長	総務課長	あらかじめ第2順位として指名された課長	あらかじめ第3順位として指名された課長
本部員	課長（あらかじめ指名された課長）	班長（あらかじめ第1順位として指名された班長）	班長（あらかじめ第2順位として指名された班長）	

(6) 職員の服務基準

町は、(3) ~ の体制ごとに、参集した職員が行うべき所掌事務を定める。

## 3 国民の権利利益の救済に係る手続等

## (1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

## 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事(法第82条)
	応急公用負担に関する事(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1項・2項)
実費弁償(法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1項・2項)
不服申立てに関する事(法第6条、175条)	
訴訟に関する事(法第6条、175条)	

## (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2章 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、消防機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

町は、国民保護措置における個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 他の市町村との連携

#### (1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

#### (2) 相互応援協定の締結等

町は、NBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

### 4 消防機関との連携

町は、町が行う国民保護措置と、消防機関が行う国民保護措置との整合性を確保し消防機関の避難誘導と消防活動の双方が適切に実施されるよう密接な連携を図る。

### 5 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

### 6 ボランティア団体等に対する支援

#### (1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置につい

## 第2編 平素からの備えや予防

での訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る。

## 7 地域コミュニティによる共助意識の醸成

武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関しては、地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、町は、県、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

また、町は、地域単位での避難の実施並びに地域での的確な情報伝達等を念頭に、住民のとるべき行動に関する情報を提供、意識啓発等に努める。

### 第3章 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備・確保

町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系防災行政無線の強化に努め、自然災害その他の非常時における通信体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

#### (2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めるとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### 【施設・設備面】

非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の他ルート化等）関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

武力攻撃時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

#### 【運用面】

夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が立たれた場合等を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

通信訓練の実施に当たっては、地理的条件や交通事情等を勘案し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について十分な調整を図る。

電気通信事業者により提供されている災害時無線電話等の効果的な活用を図る。

担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備

## 第2編 平素からの備えや予防

え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要するもの及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられるとされているものに対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

## 第4章 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

#### (3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

#### (2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その防災行政無線の強化に努める。

また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備についても国、県の動きに準じて導入を検討する。

#### (3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

#### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用し

## 第2編 平素からの備えや予防

て住民に十分な周知を図る。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

### (6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

## 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

### (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号又は様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により、県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

#### 1 避難住民(負傷した住民も同様)

氏名

フリガナ

出生の年月日

男女の別

住所(郵便番号を含む。)

国籍

～のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)

負傷(疾病)の該当

負傷又は疾病の状況

現在の居所

連絡先その他必要情報

親族、同居者への回答の希望

知人への回答の希望

親族、同居者、知人以外への回答又は公表の同意

#### 2 死亡した住民(上記～、～に加えて)

死亡の日時、場所及び状況

遺体が安置されている場所

様式第1号(第1条関係)

## 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号含む)	
国籍	日本 その他( )
その他個人を識別するための情報	
負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んでください。	回答を希望しない
知人からの照会があればを回答する予定ですが、回答を希望しない場合はを囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

第2編 平素からの備えや予防

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号含む)	
国籍	日本 その他( )
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体の安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



第2編 平素からの備えや予防

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集、整理及び報告等に必要な準備

町は、県に対し、被災情報の報告を下記の様式により速やかに行うようにする。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した		による被害（第 報）					
				平成 年 月 日 時 分			
				津南町			
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 津南町大字 A 番地 B（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

## 第5章 研修及び訓練

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。  
このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修の実施

#### (1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、市町村職員中央研修所、県自治研修所の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

なお、消防機関の職員及び団員については、消防大学校、県消防学校等の研修機関への受講を支援する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、自主防災組織のリーダー等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練の実施

#### (1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、消防機関、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練

## 第2編 平素からの備えや予防

警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練  
避難誘導訓練及び救援訓練

### (3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

町は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第6章 避難・救援体制の整備

町は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。この際、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

住宅地図  
 区域内の人口の分布（男女別）  
 区域内の道路網のリスト  
 輸送力のリスト  
 避難施設のリスト  
 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
 生活関連等施設等のリスト  
 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 第2編 平素からの備えや予防

### 2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

町は、前記の避難実施要領のパターン作成にあたっては、区域内的の観光客等一時滞在者数や、昼間人口等の把握に平素から努めるとともに、積雪期における避難方法並びに高齢者、障害者、乳幼児、児童及び外国人等、特に配慮を要する者の避難方法等について配慮するものとする。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

##### 輸送力に関する情報

保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員

本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

##### 輸送施設に関する情報

道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）

鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

#### (2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

### 5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【避難施設について把握しておくべき標準的項目】

- ・施設の名称
- ・施設の所在地（郵便番号・住所）、連絡先（電話番号・FAX番号）
- ・管理する担当窓口（名称・電話番号・FAX番号）
- ・施設の面積、構造
- ・施設の保有設備（トイレ、給食設備、浴室・シャワー等）

## 第7章 医療救護体制の整備

町は、県、医療機関及び医療関係団体と平素から緊密な連携を図り、武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

### 1 医療救護体制の確立

#### (1) 医療救護体制の確立

町は、武力攻撃災害から住民の生命及び健康を守るため、県、関係機関及び医療関係団体と協力し、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

町は、医療救護体制の整備に当たっては、初期救急医療活動を行う救護所の指定、救護所のスタッフ編成、救護所予定施設の点検等に努める。

#### (2) 救護所の設置準備

##### 救護所における活動

救護所においては、初期緊急医療としてトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動を実施する。

##### 救護所設置予定施設の指定

町は、避難施設に指定された学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知するものとする。

##### 救護所設置予定施設の点検

町は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行うものとする。また、積雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策にも留意するものとする。

### 2 医療資器材等の確保

町は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材の確保のための計画を定めるものとする。

## 第8章 災害時要援護者の支援体制の充実

障害者、高齢者、乳幼児、児童及び外国人等は、武力攻撃災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、町は県、関係機関及び社会福祉施設等と連携のうえ、地域社会で災害時要援護者を支援する体制づくりの推進に努め、武力攻撃災害発生時における災害時要援護者の安全確保を図る。

### 1 災害時要援護者への配慮

#### (1) 地域コミュニティの役割

武力攻撃事態等における災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等に関しては、近隣住民の果たす役割が特に大きいことに留意し、町は、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、災害時要援護者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

#### (2) 公共施設及び住宅の安全性向上

町は、武力攻撃災害時における障害者、高齢者等の安全な行動等を確保するため、公共施設等の段差解消、並びに住宅の安全性確保のための支援に努める。

#### (3) 情報伝達・避難誘導

町は、県と連携し、災害時要援護者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル発信機等の給付に努めるとともに、外出中の災害時要援護者の避難が容易となるよう努める。

#### (4) 災害時要援護者のための啓発・訓練

町は、県と連携し、パンフレットの配布等による国民保護措置に関する知識の普及、災害時要援護者の避難等を組み入れた訓練の実施などにより、災害時要援護者のための国民保護措置に関する啓発及び訓練に努める。

#### (5) 防災資機材等の整備

町は、県と連携し、災害時要援護者の家庭や地域の自主防災組織の実情に応じて、武力攻撃災害時に備えて、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備を促進する。

#### (6) 町の体制整備

町は、災害発生時に住宅の高齢者・障害者等の安否情報の収集、ケア等を一元的に実施する組織として、福祉・保健担当部局を中心とした災害時要援護者対策班等の設置をする。

### 2 社会福祉施設等における安全確保対策

#### (1) 社会福祉施設等における体制の整備

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設の職員による、職員や入所者等を自らが守ろうという自発的な取り組みを促すとともに、必要に応じて消防、県警察、近隣施設等との連絡会議を設置し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制の整備に努めるよう要請する。

## 第2編 平素からの備えや予防

### (2) 施設、設備の安全強化

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、平素から備品等の落下転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設・設備等の安全性の維持・強化に努めるよう要請する。

### (3) 食料品等の備蓄

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害時に備えた食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び必要により井戸、貯水槽、備蓄用倉庫の整備に努めるよう要請する。

### (4) 社会福祉施設等における啓発・訓練

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員・入所者等に平素から国民保護意識の啓発を図るとともに、国又は県の定める基準により、警報内容の伝達や避難についての訓練の実施に努めるよう要請する。

また、町は、社会福祉施設等の管理者が地域の自主防災組織および消防機関の協力・参加を得て、自力避難困難者の救出に重点を置いた訓練の実施に努めるよう要請する。

### (5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害発生時の職員の迅速な確保を図るため、職員の緊急連絡体制及び初動体制の整備に努めるよう要請する。

また、町は、社会福祉施設等の管理者に対し、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、普段から協力関係の構築に努めるよう要請する。

### (6) 社会福祉施設間の協力体制の確立

町は、武力攻撃災害時における緊急入所に備えるため、県と連携のうえ、施設間のネットワーク形成に努める。

## 3 園児、児童及び生徒への配慮

町は、園児、児童及び生徒の安全を確保するため、学校等の管理者に対し、武力攻撃災害発生に備えた対策及び応急対策を盛り込んだ計画を策定するよう、指導、助言に努める。

### (1) 学校等における体制の整備

町は、学校等の管理者に対し、学校の教職員等による、職員や生徒を自らが守ろうという自発的な取り組みを促すほか、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民等と連携し、武力攻撃災害時の救助及び協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。

### (2) 学校等における訓練

町は、学校等の管理者に対し、関係機関の協力を得て、児童生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう、指導、助言に努める。

### (3) 緊急体制の構築

町は、学校等の管理者に対し、武力攻撃災害が発生した場合を想定し、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、園児、児童及び生徒を保護者に引き渡す際の方法を構築するよう、指導、助言に努める。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等の協力を得られるよう、平素から協力関係の構築を図るよう、指導、助言に努める。

## 第9章 生活関連施設の把握等

## (1) 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

## 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

## 第2編 平素からの備えや予防

### (2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、海上保安部、県警察等との連携を図る。

## 第10章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。なお、備蓄等に当たっては、男女のニーズの違いにも留意する。

### 1 町における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

#### (3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期に渡った場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業所等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、

## 第2編 平素からの備えや予防

不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第11章 積雪期の体制整備

積雪期の武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害が雪害と重なり、より大きな被害を地域に及ぼすとともに、住民の避難を行ううえでも大きな支障となることが予想される。

このため、町は、除排雪体制の強化、緊急活動体制の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の武力攻撃災害の軽減を図る。

### 1 除排雪体制・施設整備等の推進

町は、各道路管理者との緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進し、除雪水準の向上に努める。

また、町は、国、県と連携のうえ、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩予防柵等の道路防雪施設の整備に努める。

### 2 緊急活動体制の整備

町は、国、県の道路管理者等と相互に協力し、初動活動に必要な冬期緊急道路の確保道路網の図を策定するとともに、雪上交通手段の確保、通信手段の確保、避難所体制の整備、積雪期用資機材の備蓄等、積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努める。

### 3 総合的な雪対策の推進

積雪期における武力攻撃災害を最小限化するためには、除排雪体制の整備をはじめとした雪対策の総合的、長期的推進を図り、平素から雪に強い町づくりをこころがける必要がある。

このため、町は、「津南町総合振興計画」に基づき、県、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

## 第12章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

町は、国、県及び消防機関と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防機関及び自主防災組織と協力し特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。